

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2014 夏号

2014年7月発行 第75号



ご挨拶

真夏の太陽に輝く海の蒼さが目にしみる季節となりました。皆様には益々ご清祥のことと存じます。

第186回通常国会で会社法の一部を改正する法律が成立し、去る6月27日公布されました。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役等の要件等を改めるとともに株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟制度の創設など会社経営についての重要な制度改正がなされました。公布の日から1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになります。

また、法制審議会で平成21年から検討されてきました民法(債権関係)改正について、近々、要綱仮案が公表されます。我が国の民法(債権関係)の抜本改正にむけた骨格が明らかになります。

これらの法改正に関する情報については、今後、逐次、本ニュースでも判りやすく解説していく予定です。

今般、赤崎雄作弁護士が米国カリフォルニア大学ロースクールに留学することになりました。留学期間中は皆様にご迷惑をおかけいたしますが、2年間の海外留学を終え、スキルをアップして皆様に留学で学んだ成果を還元することができるものと期待しています。

米国に留学しておりました太田浩之弁護士が無事コロンビア大学ロースクールを卒業し、今夏からシンガポールのラジャ・タン法律事務所でもンマー担当として実務を担当し、研修を重ねることになっています。東南アジアは我が国企業にとって関心の的であり、皆様に必要な法情報をお届けできるものと考えています。

当事務所で外国法研究員として勤務しておりましたマイケル・カミレリ豪州弁護士が、今般、日本における外国法事務弁護士登録を了えました。これにより、当事務所の一員として、法律で認められる様々な法業務を皆様にご提供できるようになりました。何卒私共と同様、お気軽にご相談いただきますようお願いいたします。

なお、両名のご挨拶文は1頁に掲載しておりますのでご一読ください。

会長弁護士 中務 嗣治郎

大阪事務所



東京事務所



京都事務所



ご挨拶



弁護士
赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

留学のご挨拶

弁護士 赤崎 雄作

本年8月より、米国カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール(UCLA School of Law)に留学することになりました。参加するのは来年5月まで約9か月間のプログラムですが、その後、現地の法律事務所での研修等を希望しており、事務所を離れる期間は約2年になる見込みです。

UCLAは、9つあるカリフォルニア大学群の中でも最大規模の学生数を誇っており、学部生と大学院生を合わせて約4万人弱と言われていて、バスケットボールなどカレッジスポーツが非常に盛んで、日本においても有名な大学です。ウェストウッドと呼ばれるロサンゼルスの中でも比較的静かな地域にあつて、キャンパス内には非常に緑が多く、広さは東京ドーム約36個分にも及び、まさに「米国の大学」といった趣があるようです。

UCLAのロースクールは、ビジネス関連法について非常に高い評価を受けており、全米のみならず世界的にみてもトップスクールであるといえ、全世界から学生が集まります。また、その土地柄、エンターテインメント法関連の授業が充実している点に特徴があります。30代になって、世界中から集まった優秀なメンバーの中で学習するという環境に身を置くことができることに、純粋に喜びを覚えます。ロースクールでは、主として米国のベンチャー法務や金融規制法について学んでまいりたいと思います。ベンチャーといえばシリコンバレーが有名ですが、近年はロサンゼルスでもベンチャー企業の活動は非常に活発なようで、教室での学習のみならず、ベンチャーに関連する多くの方々との交流し、本場の実務を学びたいと考えています。ベンチャー法務はこれまであまり取り扱ってこなかった分野ですが、帰国後は、留学の経験を生かし、日本におけるベンチャー企業のためのインフラ整備に少しでも寄与したいと思っております。

皆様には色々ご迷惑をおかけすることとなりますが、留学期間中に力を蓄え、帰国後は何倍もの恩返しをさせていただきたいと考えておりますので、陰ながら応援いただけますと幸いです。



外国法事務弁護士
Michael Camilleri
(マイケル・カミレリ)

〈経歴〉
2004年
シドニー大学 理学士
2006年
シドニー大学
ロースクール LL.B
2009年
豪・ニューサウスウェールズ州
ソリシター
2014年
外国法事務弁護士登録

外国法事務弁護士登録のご挨拶

外国法事務弁護士 Michael Camilleri

この度、外国法事務弁護士に登録されたマイケル・カミレリと申します。原資格国法はオーストラリア、ニューサウスウェールズ州です。

私は、シドニー大学でコンピューターサイエンスを専攻し、理学士号を取得致しました。その後、シドニー大学のロースクールに進み、修了後はシドニーの法律事務所に勤務し、規制法やテクノロジー関係の案件を取り扱ってきました。当事務所では2012年から外国法研究員として勤務しております。

当事務所に入所した時に「これからの時代、日本の企業にとっても、その活動範囲を広げ、海外においてビジネスチャンスをつかんでいくことが大切だ」と事務所ニュースに書きましたが、その想いは現在も変わりません。テクノロジーの発達により、海外とのコミュニケーションは容易になりましたが、実際のビジネスにおいて生じる問題まで容易となった訳ではありませんし、むしろ問題は複雑化してきていると思います。その意味でも、国内だけではなく、国際的にも対応できる法律事務所であれば、クライアントの皆さんのニーズに応えることができたいと思います。

当事務所の一員として、国際的な問題においてもクライアントの皆さんのお力になれるよう、努力して参りたいと思います。皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



弁護士
錦野 裕宗
(にしきのひろのり)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
1999年4月
弁護士登録(中央総合法律
事務所入所)
2005年4月~2007年5月
金融庁監督局保険課へ出向
(任期付国家公務員)
2006年7月~2007年5月
同法令等遵守調査室(兼務)
2007年6月
弁護士法人中央総合法律事
務所復帰
2007年10月~2012年9月
同志社大学法科大学院嘱託
講師(保険法担当)
2011年8月
保険会社のリスク処理と退
出メカニズム制度研究討論
会(中国保険監督管理委員
会)客員研究員

2012年6月~2013年6月
金融庁金融審議会「保険商
品・サービスの提供等の在り
方に関するワーキング・グル
ープ」専門委員
2012年9月~2013年9月
日本損害保険協会「よりわか
りやすい募集文書・説明のあ
り方に関するタスクフォース
」メンバー
2012年10月~2013年7月
プライスウォーターハウスク
ーパーズ総合研究所「自然
災害リスク研究会」メンバー
2012年12月~2013年7月
生命保険協会「募集文書の
簡素化・分かりやすさに向け
た取組み」に係る有識者会
議メンバー

〈取扱業務/主な活動〉
・金融関連業法(保険業法、
銀行法、金融商品取引法、
貸金業法等)に係る法的ア
ドバイス及び意見書作成
・保険会社・銀行等金融機関
のコンプライアンスに係る
業務
・金融商品・保険商品に係る
法的紛争対応業務(訴訟手
続き・調停手続き・金融
ADR手続き)
・金融機関における債権回
収業務、その他法的紛争対
応業務全般
・不動産等資産流動化案件、
M&A案件、倒産案件等
・日本保険学会会員
・金融庁金融審議会「保険商
品・サービスの提供等の在
り方に関するワーキング・
グループ」専門委員

アジア保険フォーラムに参加・講演を行いました

弁護士 錦野 裕宗

1. 本年3月28日、中国・北京にて、アジア保険フォーラム(保険毎日新聞・中国保険報・韓国保険新聞共催)が開催されました。

本年は、「高齢化社会を迎える保険業界の役割」がメインテーマとされ、日本、韓国、中国の有識者6名が講演を行い、その後それらの方に対する質問形式のパネルディスカッションが行われました。

当職は、その6名の一人(日本代表?)として、「日本における保険商品の販売勧誘に係る基本的ルールの改正動向」について、有難くも講演とパネルディスカッション参加の機会を頂きました。その状況等を報告させていただきます。

2. 私の講演では、「日本における、保険商品の販売勧誘に係る基本的ルールの改正動向」をテーマとして取り上げさせていただきました。

お話しさせていただいた内容は、まず中国や韓国の聴講者の方に日本の現状をご理解いただく必要があるだろうと考えたことから、冒頭で(日本の)販売勧誘に係る基本的ルールの現状を説明させていただきました。

日本において実務に浸透している「契約概要」・「注意喚起情報」の情報提供書面制度、「意向確認書面」制度は、おそらく他の二国には存在せず日本に特徴的なもので興味をもってもらえそうだと考えたことと、後の保険WGの話もこれら日本の現状をある程度ご理解頂いておいたほうが分かりやすいのでは、と考えたことから、解説させていただきました。

これらは、平成18年~平成19年と今となっては相当程度前に制度化されたもので、日本でこれらの制度を解説させて頂くような機会はもう殆どないのですが、他国の方に説明をさせて頂く中で、これらの制度の良さを改めて実感したり新たな気づきを得ることもできました。

次に、平成25年6月7日に公表された、金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書での提言内容を解説させていただきました。

「意向把握義務」・「情報提供義務の法定化」・「募集文書簡素化への取組み」・「保険募集人の体制整備義務」・「乗合代理店に係る規制」の各項目について、その幹となる部分を説明致しました。

その後、近時監督指針の改正がなされた「高

齢者に対する保険募集に係る着眼点」について解説させて頂き、私の講演は終了致しました。

これらは、正に日本において導入され、また導入されようとしている最新規制の部分です。日本における販売勧誘ルールの見直し、このようなきめ細やかな形で行われようとしていることにつき、日本国民の一人として誇りを持ちつつ、解説をさせていただきました。

3. 講演は、私が日本語でお話しさせて頂き、それを同時通訳で中国語・韓国語に翻訳してもらうという贅沢な形で行われました。ただ、私自身が中国語や韓国語の翻訳内容をチェック・確認することは当然できませんし、日本で講演する時にはなんとなく聴講者の反応というものを覚えることができるのですが、同時通訳の時間差故にそれを感じることができませんでした。ちょっと反応が芳しくないな、話の内容が退屈だったかな、となんとなく不安を抱いたまま講演を終了したのですが、パネルディスカッションでは、「意向把握義務」や「乗合代理店に係る規制」等について思いのほか熱心なご質問を頂く等致しました。正直、ほっ、と胸をなでおろした次第です。

4. 「アジア保険フォーラム」やその後の懇親会を通じて、中国や韓国の参加者・関係者の方の思いやり、というものを切に感じました。私は、中国語も韓国語も、そして恥ずかしながら英語も不得手であります。そのような私に対しても、片言の日本語で話しかけてきてくれたり、或いは高名な先生が自主的に通訳を引き受けていただいたりと、言葉の壁を突き破る、本当に温かいかたちでのコミュニケーションをとって頂きました。

私は、日本では、お酒を飲みながら「保険」のお話をするのが大好きなのですが、中国でも「保険」というテーマを通じて、三国の方の心が通じ合うことを目の当たりにし、本当に北京に来て良かった、「アジア保険フォーラム」に参加させて頂いて良かった、と実感した次第です。

私に、このような機会を与えて頂いた保険毎日新聞社に謹んでお礼申し上げたいと存じます。

最後にはなりましたが、アジア保険分野の懸け橋として今後も開催されていく「アジア保険フォーラム」の益々の発展を心より祈念したいと存じます。

活動分野のご紹介

●金融法務(銀行法務、保険法務等)●

金融法研究会では、実務対応に活かすべく最新の裁判例や官公庁の規制等を研究しております。先般、最高裁は、金融機関が債務者に対して有する債権と、債務者の支払停止を知った後に解約された投資信託の解約金支払債務との相殺が禁止されるとの判断を下しました(最判平成26年6月5日金融・商事判例1444号16頁)。債務者が危機時期に陥った際の債権管理のあり方に大きな影響を及ぼす判例であり、今後の実務対応において留意する必要があります。

(金融法研究会:平山浩一郎・古川純平・中村健三・大平修司・本行克哉・佐々木裕介)

●会社法●

平成26年6月20日、改正会社法が成立しました。改正法での社外取締役の選任義務づけは見送られましたが、実務においては社外取締役の選任は着実に進んでおり、すでに議論は社外取締役の有無ではなく、社外取締役の実質的な活動内容の評価へと移行しているように感じます。この夏、改めて、社外取締役のあり方について考えてみたいと思っています。(小林章博)

●コンプライアンス・リスクマネジメント・民事介入暴力●

反社会的勢力と和解できるのかという点の相談が増えています。譲歩することが利益供与に該当しないか等が懸念される場所ですが、警察庁を含め種々の見解が示されており、事案によっては和解可能なケースもございます。もちろん慎重な判断が求められるものではありませんが、一律に拒絶することまで求められるものではありませんので、お困りの事案があれば、一度ご相談下さい。

(古川純平)

●M&A●

近時、本邦企業による大型M&Aの報道が相次いでなされていますが、当事務所もドキュメンテーションや法務デューデリジェンスを中心にサポートをご依頼いただく機会が増えております。クライアントの依頼目的に合った成果物を適時にご提供するためには、事前打合せを中心とした関係者間のコミュニケーションが重要です。また、コミュニケーションを密にすることにより効率的に業務を実施することができますので、関係者すべて正にwin-winの関係を築くことができます。(國吉雅男)

●国際企業取引●

Enforcement of Foreign Judgments (外国判決の承認と執行)というイギリスの出版社から出している本の日本編を執筆したところ、シンガポールの弁護士から照会が来た。民事訴訟の送達については、ハーグ条約があり、加盟国間同士であればわりとすっきりするのだが、シンガポールは加盟しておらず、その有効性の判断基準も明確ではない。いまや国境を越えた紛争は稀ではなく、日本の裁判所を通さずに、外国の原告代理人から直接訴状が送付されてくることもあり得るので、注意が必要です。(中務正裕)

●人事・労働法●

最近、職場の中で、社会問題にもなっている二つの事象があります。ひとつは、職場におけるメンタルヘルス(心の健康)問題、もうひとつはパワーハラスメントです。大部分の企業にはうつ病等の精神障害で休職しているメンタル不調者が存在し、また、都道府県労働局が行っている総合労働相談においては、パワーハラスメント(いじめ・嫌がらせ)が解雇関係のものを抜いて二年連続で一番目に多い相談事項になっています。(村野讓二)

●知的財産・競争法●

「電車内で読書をしている人を見かけました。」この言葉を聞いて、あなたは紙の本を想像したでしょうか。それとも電子書籍ですか。電子書籍として発行される本が増え、読書用タブレットの種類も豊富になりました。どこへでも大量の本を持ち運ぶことができ

る電子書籍は、これから益々普及することと思われます。しかし、一方では海賊版が横行しやすいという問題を抱えています。現行著作権法においては、著作権は紙の書籍にしか認められておらず、出版社が権利侵害者に対して直接行動を起こすことができませんでした。この点を乗り越えるために、電子書籍を対象とした著作権の設定を認める改正著作権法が平成26年4月25日に成立しました。2015年1月1日から施行されます。知財法制は技術の革新と結びつきます。新しい法律から目が離せません。

(加藤幸江、中務尚子)

●事業再生・事業承継・倒産●

【事業再生・倒産】

本年春号において、経営者保証に関するガイドラインについて取り上げましたが、6月4日、金融庁より、同ガイドラインの活用に係る参考事例集が公表されました。これを見ますと、各金融機関において様々な工夫をしながら体制整備に努めていることが窺われます。保証債務の整理については参考事例が2件とまだ少ないですが、それでも今後取り組む際には大いに参考になります。

(國吉雅男、山田晃久)

【事業承継】

医療法人の事業承継に関連して、出資持分の定めのない法人への移行方法についてご相談を受ける機会がございました。平成19年の医療法改正により、出資持分の定めのある社団医療法人の新規設立が禁じられ、既存の社団医療法人についても、出資持分の定めのない法人への移行が進められています。また、出資持分の定めがあると、社員(出資者)から出資持分の払戻しを求められた際に、出資割合に応じた高額の払戻しを行わなければならない可能性もあるため、出資持分の定めのない法人への移行は、医療法人経営において重大な関心事となっているようです。移行については様々な制度がございますので、税務面も含めて皆様のニーズにあったスキームをご提供できるよう努めてまいります。(岩城方臣)

●相続・親族関係●

後見人事務において、被後見人に潤沢に財産がない場合もあります。そのような場合に、日頃の被後見人との面会や親族・ケアネージャーとの会話の中で被後見人が望んでいると思われる事への程度まで費用を支出する判断をするかということは大変悩ましい問題です。高額な費用は当然今後の被後見人の生活のことを考えれば謙抑的判断にならざるを得ませんが、そこまでではない場合には、被後見人の意思を尊重することに重きをおいて事務を進めています。被後見人の意思を尊重しなければならないことは、民法858条(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮等)や任意後見契約に関する法律第6条(本人の意思の尊重等)に明示されているところで、後見人としては、これらの条文を十分に遵守しながら事務にあたっていかなければなりません。

(角野佑子)



7月10日、加藤幸江、中務尚子両弁護士が、関西の各種経済団体が主催したケネディ駐日大使のレセプションに参加しました。

弁護士法人中央総合法律事務所 リッキービジネスソリューション株式会社共催セミナー 「反社会的勢力排除」・「中小企業再生支援」の実践(東京・大阪)のご報告

弁護士 中務 正裕 弁護士 國吉 雅男
 弁護士 古川 純平 弁護士 山田 晃久 弁護士 中村 健三

弊事務所は、本年4月に東京と大阪の各会場において、リッキービジネスソリューション株式会社と共同で、「反社会的勢力排除」・「中小企業再生支援」の実践」セミナーを開催いたしました。

東京会場 2014年4月15日(火) (大手町サンスカイルーム)
 大阪会場 2014年4月18日(金) (TKP大阪淀屋橋カンファレンスセンター)
 午前の部「反社会的勢力の排除に向けた対応」
 午後の部「中小企業再生支援に向けた対応」

1 「反社会的勢力の排除」(午前の部)

各会場の午前の部では、「反社会的勢力の排除に向けた対応」というテーマで、以下の内容で講演いたしました。

① 「金融庁の公表資料・改正監督指針等を踏まえた反社対応に係る態勢整備上の留意点」

(講演者:弊事務所・國吉雅男弁護士)



金融機関において反社会的勢力の排除が求められる根拠、金融庁の公表資料「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進」及び改正監督指針案の内容を踏まえた、反社との取引の未然防止(入口)、事後チェックと内部管理(中間管理)、反社との取引解消(出口)の各局面における態勢整備の留意点の解説を行いました。

同様のテーマについては、本ニュースの11頁から12頁に、國吉雅男弁護士の論稿が掲載されておりますので、合わせてご参照ください。

② 「反社対応で注目すべき裁判例等」

(講演者:弊事務所・中村健三弁護士(東京会場)／古川純平弁護士(大阪会場))

契約締結場面、反社認定、契約解消場面等に関する反社関連の重要判例23選につき、裁判所の考え方について解説いたしました。



③ ディスカッション・質疑応答

(参加者:國吉弁護士、中村弁護士(東京会場)／古川弁護士(大阪会場))

2 「中小企業再生支援に向けた対応」(午後の部)

各会場の午後の部では、「中小企業再生支援に向けた対応」というテーマで、以下の内容で講演いたしました。

① 「中小企業再生支援の現状と課題」

(講演者:リッキービジネスソリューション株式会社 吉田浩二シニアマネージャー)

中小企業再生支援に関する事例の最近の特徴、中小企業の再生支援において経営者が金融機関に期待する対応、留意点等について、解説いただきました。

② 「中小企業再生支援の現場から」

(講演者:リッキービジネスソリューション株式会社 坪内俊樹マネージャー)

中小企業再生支援の実例を2件取り上げて、計画策定時の検討項目や計画達成・未達の要因等について、分析、解説いただきました。



③ 「準則型私的整理の活用」

(講演者:弊事務所・山田晃久弁護士、中務正裕弁護士(大阪会場))



山田晃久弁護士より、準則型私的整理の活用について温泉旅館の再生の具体的な事例を踏まえて解説し、また、金融円滑化法の終了とコンサルティング機能の発揮、対象企業の実態・課題の把握、事業再生計画の策定・実行といった点についても解説いたしました。

また、大阪会場では、上記山田晃久弁護士の解説に加え、中務正裕弁護士より、地域経済活性化支援機構(REVIC)の具体的な活用方法について、債務者代理人として関与した経験を踏まえた実践的な解説を行いました。

④ ディスカッション・質疑応答

(参加者:弊事務所・中務正裕弁護士、山田弁護士、リッキービジネスソリューション株式会社・吉田シニアマネージャー、坪内マネージャー)

各会場には、多数の方々にご参加いただき、盛会のうちに終了いたしました。ご多忙の中、会場にお越しいただきました皆様には改めて御礼申し上げます。

午前の部の「反社会的勢力の排除」につきましては、昨年末に監督当局が各金融業態における本取組みを推進していく旨を表明し、本年2月25日に改正監督指針案が公表されたところでもありましたので、ご来場の皆様は高い関心をもって熱心に耳を傾けられていました。反社会的勢力との関係解消には多大な危険を伴い、周到な理論武装と実践的なノウハウによる対処が不可欠であります。弊事務所といたしましては、従前よりこうした業務を数多く経験しており、そのような需要に十分にお応えすることのできる体制を整えておりますので、今後も引き続き皆様の業務のサポートができればと存じます。

また、午後の部の「中小企業再生支援」につきましては、金融円滑化法の終了に合わせ、政府主導で中小企業に対する経営改善支援・再生支援の各種制度が拡充されてきたことに加え、本年2月より経営者保証に関するガイドラインの適用が開始され、各金融機関において重要なテーマとなっております。一方で、中小企業といえども、業態や規模が様々あり、個々の企業によって再生手法等のアプローチが異なりますので、実践的なノウハウによる対処が不可欠です。

今後も、これらのテーマにかかわらず、日頃の業務において、お悩みの点等がございましたら、いつでもご依頼、ご相談いただけますと幸いです。

弊事務所では、今後も、今回のような皆様の実務にかかわる法律問題等をテーマとしたセミナーを開催し、必要かつ有益な情報をリアルタイムにご提供させていただき所存でございますので、奮ってご参加を賜りますようお願い申し上げます。



Column(コラム)

●FINANCIAL Regulation 第3号(<http://www.financial-regulation.jp/>)に、國吉雅男弁護士の論稿「今、金融機関に求められる組織犯罪等への対応」、錦野裕宗弁護士と國吉雅男弁護士へのインタビュー記事・加藤幸江弁護士と中務尚子弁護士による知財プラクティスグループの紹介記事が掲載されました。

金融機関にお勤めの方は、本誌を無料購読できますので、ご希望の方は、同誌のウェブページよりお申込みください。

●2014年5月23日開催の「金融フォーラム2014」において、國吉雅男弁護士が「改正監督指針等を踏まえた反社対応に係る態勢整備の留意点」というセッションで講演を行いました。当日は163名の方にご参加いただき、好評を博しました。

第11回 Globallawアジアパシフィック総会2014 in 台湾参加報告

弁 護 士 安 保 智 勇
 弁 護 士 佐 々 木 裕 介
 外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス
 外国法事務弁護士 マイケル・カミレリ

1 Globallaw アジアパシフィック総会の開催

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界111法律事務所、165都市、約4,500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globallaw」に加盟しています。Globallaw所属弁護士は、毎年の会議で他国のメンバーと交流し、お互いの信頼関係に基づいて国際的な案件に対処できるよう努めています。世界的な年次総会の他に、Globallawアジアパシフィック総会が毎年開かれており、2014年大会は以前本事務所ニュースでもご紹介したShay&Partnersがホストを務め、台湾の首都台北のリージェントホテル台湾で行われました。4月10日から12日にかけて開催された総会には、世界各国のメンバー事務所から合計50名以上の参加がありました。

当事務所からは、安保智勇弁護士、アダム・ニューハウス外国法事務弁護士、マイケル・カミレリ外国法事務弁護士、佐々木裕介弁護士の4名が参加しましたので、本事務所ニュースでは、その一部をご報告致します。

2 ウェルカムディナーとゲストスピーカー

Globallaw会長の開会挨拶に続き、台湾立法院の副議長を務めている洪秀柱氏が、ウェルカムスピーチを行いました。洪氏に続いて、台湾の副総理大臣である毛治國氏がスピーチを行いました。台湾が、いかに海外からの直接投資を受け入れやすい環境を整備しているかという話をされました。



(左からピーター・クルーズ氏、シージー・チェン氏、ステイブ・パン氏)

翌日のビジネスミーティングでは、政治経済アナリストのシージー・チェン氏、Citigroup台湾の最高業務責任者である

ピーター・クルーズ氏、リージェントホテル台湾の会長であるステイブ・パン氏を迎えて、「アジア経済の今後10年を見据える」という題目のディスカッションを行いました。昨今のアジアは、1997年のアジア経済危機と同じような現象が生じていること、従業員13名だったInstagram社が勃興し、他方従業員14万人のKodak社が倒産に追い込まれたことに象徴されるように会社の在り方が変化していること、台湾における人件費がこの15年間程変化していないのに対して、中国の人件費は毎年10%から15%も上昇していることなど、内容は多岐に亘りました。中国の急成長がこのままのスピードでいつまで続くのかといったことが世間では話題になりますが、10年後、20年後には、中国が世界の消費大国になることを見据えて、我々は、今から行動を起こさなければならないといったメッセージは印象に残るものでした。

3 台湾の企業関係者との交流会

Globallaw所属の弁護士は、それぞれが専門とする法律分野を持っています。そこで、専門分野ごとに、不動産取引、国際労働・入管、国際倒産、知的財産権、国際訴訟、外国直接投資・国際取引、エネルギー・再生可能エネルギー等の分野に分かれ、台湾の企業関係者との交流会・意見交換会を行いました。普段聞く機会のない他国の法務事情を聞くことも、大変参考になります。台湾の企業関係者の方々にとっても、有益な意見交換の場になったことと思います。



(会議の様子)

4 各国法律事務所との意見交換

グローバル企業にとって、クロスボーダーな取引または法的トラブルは、日常的に生じています。そういったグローバル企業は、世界各国に支店を有する欧米の大手法律事務所へ依頼することによって、これに対処することが多いと言われています。他方、Globallawメンバー法律事務所は、世界各国の法律事務所とのネットワークを駆使することによって、クライアントのクロスボーダー案件に対処することをスキームとしています。Globallawの各会議ではメンバーが協力して問題解決に当たった成功事例を報告するとともに、いかに対外的にGloballawの存在を認知してもらうかを話し合っています。法律業界においても今やマーケティングが大切だと感じているのは、どこの国でも同じようです。



(会議中の意見交換。左から、韓国のソン弁護士、安保弁護士、台湾のシャイ弁護士)

さて、今年の成功事例報告においては、3つのGloballawメンバー事務所と顧問契約を締結して業務を開始した台湾の上場企業の事例、香港における国際的なプライベートエクイティ組成の事例、カナダにおける不動産投資の事例、インドネシアでの仲裁の事例、フランスでアメリカ人が逮捕された刑事事件の事例など多数の案件が報告されました。

他方のGloballawマーケティング戦略においては、参加各国のメンバーが独自のマーケティング戦略を披露しました。日本では、「紹介」という形で新たなクライアントとの接点を持つことが一般的ですが、欧米では、マーケティング専門のスタッフを常駐させている法律事務所が多く、その独創的なマーケティングツールに本当に驚かされます。

5 来年度の東京大会開催に向けて

来年は、いよいよ弁護士法人中央総合法律事務所が、Globallaw アジアパシフィック総会(「APRM東京」といいます)を主催することになります。アジア各国、米国、ヨーロッパな

ど世界各地の弁護士が東京に集まる又とない機会ですので、APRM東京では、アジアパシフィック地域に進出されている、あるいはこれから進出を検討されている企業向けに情報提供のためのフォーラムの開催を検討しています。

近年、日本企業が、アジア各国へ投資をする熱は冷めるところを知りません。他方で、中国においては、人件費の高騰、中国投資に付随するリスクの存在が認知されてきていることも影響してか、企業が撤退する例も増えてきております。偏に海外展開といっても、ビジネスインフラの状況、人件費の高低、現地の教育レベル等のビジネスマターに限らず、その国独自のビジネス上の慣習・ビジネス上のリスクというものも十分に把握しておく必要があります。

したがって、APRM東京では、このようなリスクに対して日々対応しているアジア各国の法律事務所の弁護士が、各国のビジネス慣習・リスク、労働法制といったトピックについて講演することにより、海外展開を見据えた日本企業の方々に対し、直接現地の情報に触れる機会を提供したいと考えています。

APRM東京は、2015年4月24日に開催予定ですので、是非ご予約おきのほど、お願い申し上げます。

初心者でもわかる!
 LawLゆいの英文契約書入門

弁護士 安保智勇 著



会社法務A2Z(2011年4月号~2014年1月号)「LawLゆいの法務ライブ英文契約書編」がついに単行本化! 新人法務部員ゆいと福山法務部長の軽快なやり取りで、初心者でも手軽に英文契約書作成のポイントを理解できる一冊です。

第一法規より好評発売中!

中小企業再生支援の強化・拡充について

弁護士 中務 正裕 弁護士 山田 晃久

1 はじめに

平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法(以下「円滑化法」といいます。)が平成25年3月に終了して1年余りが経過しました。円滑化法は、中小企業が金融機関に貸付条件の変更を申し込んだ際、当該金融機関はこれに柔軟に応じるよう求めていましたが、同法により条件変更等を行った中小企業は30~40万社とされています。同法の終了後も引き続き金融機関が柔軟に条件変更等に応じる等しているため、当初懸がれていたような倒産件数の急増は起こりませんでした。それでも少しずつ倒産件数が増えている傾向にあるようです。

円滑化法の終了に合わせ、政府は、中小企業の経営改善・再生支援の強化・拡充を積極的に打ち出しています。本稿では、中小企業再生支援制度の現状について紹介いたします。取引先の経営改善や再生支援を行う際の参考になれば幸いです。

2 政府における対応

平成24年4月、政府は、円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための「政策パッケージ」を打ち出しました。そこでは、①金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮、②企業再生支援機構(現:地域経済活性化支援機構)及び中小企業再生支援協会の機能及び連携の強化、③経営改善や事業再生を支援する諸施策の推進が掲げられ、具体的な施策の例として、中小企業再生支援協議会における再生計画策定件数が年間3千件に目標設定されました(従来は年間300件程度)。

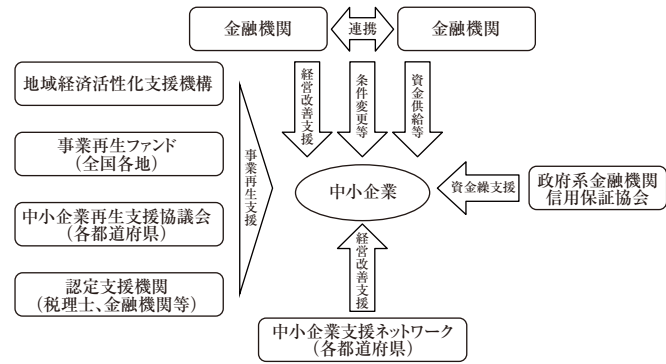
平成25年9月には、金融庁が、平成25年事務年度中小地域金融機関向け監督方針において、「本事務年度は、金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年」であるとの強いメッセージを掲げ、そのために、①外部専門家・外部機関等とも連携したコンサルティング機能の発揮、②条件変更等を行った中小企業に対する真に実効性ある経営再建計画の策定支援と進捗状況のフォロー、③地域経済活性化支援機構等との連携による事業再生・地域活性化の支援、経営改善等に携わる人材育成やスキルの向上、④事業再生ファンドの設立・活用促進、エクイティファンド等を活用した創業支援等、積極的な金融仲介機能が発揮されているかを監督していく旨表明しました。

そして、平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法において、日本再興戦略の実行策として、規制改革推進のための新たな制度及び産業の新陳代謝の促進を図る制度に加え、その他の産業競争力強化関連施策の一つとして、地域中小企業の創業・事業再生の支援強化が盛り込まれました。そこでは、円滑化法利用事業者のうち5~6万社の経営改善・事業再生が喫緊の課題であるとして、①中小企業再生支援全国本部の機能拡充(各地の中小企業再生支援協議会への専門家派遣、全国本部での再生支援対応等)や、②経営改善・再生計画の実行段階での保証制度の創設(従来は再生計画策定段階での保証制度のみ)がなされました。

3 再生支援機関の全体像

政府における各種支援制度が整えられたことにより、中小企業の経営改善・事業再生を支援する機関の全体像として

は、次のようなイメージとなります。これらの機関に加え、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の再生支援専門家が、さまざまな形で中小企業の経営改善・事業再生に取り組んでいます。



4 各再生支援機関の概要

(1) 地域経済活性化支援機構

地域経済活性化支援機構(通称REVIC、以下「機構」といいます。)は、もともとは平成21年10月に設立された企業再生支援機構が平成25年3月に名称変更したものです。前身の企業再生支援機構は、日本航空やウィルコム等の再建で大きく取り上げられましたが、改組により、地域中小企業の再生支援により重点的に取り組むことに加え、地域経済活性化活動に対する支援にも注力することとなりました。

機構は、再生計画策定、債権者調整、債権買取、出融資、専門人材の派遣等、事業再生に関する包括的な支援を行っており、さらには中小企業の実態に合わせて、従来の支援基準を緩和したり(各種基準の達成を3年以内から5年目以内に延長)、再生計画を策定するためのデューデリジェンスにかかる費用負担を10分の1(従来は4分の1又は1億円のいずれか低い額)にまで引き下げたりする等、中小企業にとって利用しやすい運用になっています。

機構が行う事業再生は、いわゆる私的整理であり、会社更生や民事再生とは異なり、限定された債権者(一般的には金融債権者を対象)と、非公開・非公表の手続(大企業及び希望する企業は企業名を公表)で、話し合い(対象債権者全員の同意が必要)により、債務者企業の事業再構築と債務調整を行います。このように、取引先等の一般商取引債権者を手続に巻き込まず、企業価値の毀損を最小限に抑えて事業再生を図ることができる点に、大きなメリットがあります。また、機構は、自ら債権買取や出融資することができ、さまざまな再生スキームを講じることができるとも特徴的です。

なお、機構における支援基準は、5年以内に「生産性向上基準」(ROEの2%向上等)及び「財務健全化基準」(有利子負債の対キャッシュフロー比率10倍以内等)等を満たすこととされており、同機構が策定する事業再生計画は、いわゆる実抜計画や合実計画に該当するものといえます。

(2) 中小企業再生支援協議会

中小企業再生支援協議会(以下「協議会」といいます。)は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき、平成15年4月に全国47都道府県に設置された機関です。協議会は、経済産業大臣から認定を受けた商工会等が運営しており、商工会等における支援業務部門の

統括責任者及び統括責任者補佐が再生支援実務を担います。

協議会による再生支援は、窓口相談を行う1次対応と、再生計画策定を行う2次対応に分かれます。1次対応では、統括責任者又は統括責任者補佐が、相談企業が持参した財務資料の分析やヒアリングを通して経営状況や財務状況を把握し、経営改善等の助言や2次対応を行うか否かを判断します。経営改善・事業再生の見込みがあり、協議会で再生計画を策定することが適当であると判断された場合には、2次対応に入ります。2次対応では、事業や財務の外部専門家を支援チームに迎え、事業・財務のデューデリジェンスを行った上で、これを踏まえた事業再生計画策定を支援し、債権者との調整を行います(いわゆる従来型)。もっとも、今日では、前述した政策パッケージにより年間3000件の作成計画策定目標が打ち出されたことを受けて、金融機関等が主体的にデューデリジェンスや事業再生計画の策定支援を行っている場合には、協議会でのこれらの手続を省略して、事業再生計画案の検証と債権者調整を協議会が行うといった、迅速かつ簡易な運用が行われています(いわゆる簡易型)。

協議会が行う事業再生も、いわゆる私的整理であり、前述した機構と同様に、限定された債権者(一般的には金融債権者を対象)と、非公開・非公表の手続で、話し合い(対象債権者全員の同意が必要)により、債務者企業の事業再構築と債務調整を行います。したがって、取引先等の一般商取引債権者を手続に巻き込まず、企業価値の毀損を最小限に抑えて事業再生を図ることができる点に、大きなメリットがあります。また、協議会は、機構と異なり、自ら債権買取や出融資する機能は持ち合わせていませんが、事業再生ファンドと連携して同様の再生スキームを講じることが可能です。さらには、協議会においても、再生計画の数値基準(①原則5年以内の実質債務超過解消、②原則3年以内の経常黒字転換、③再生計画終了年度での有利子負債の対キャッシュフロー倍率10倍以内)がありますが、この数値基準を満たさない場合であっても、柔軟に再生計画の策定支援を行っており、現時点では抜本的な再生計画を策定することが困難である場合であっても、それに向けた準備として3年程度の暫定的なリスケジュール計画の策定も認めています(いわゆる暫定リスケ)。このように、中小企業の実態に合わせて柔軟で幅広い対応ができるという点が、協議会の特徴といえます。

(3) 中小企業再生ファンド

中小企業再生ファンドとは、中小企業の再生支援を目的として設立される投資事業有限責任組合のことをいいます。ファンドの種類としては、民間企業のみが出資する民間ファンド、公的機関も出資する官民ファンドの2種類があります。官民ファンドの例としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する中小企業再生ファンドがあり、当該ファンドへの出資を通じ、中小企業の資金調達円滑化及び再生支援が行なわれています(現在30ファンド)。個別企業への投資は、各ファンドを運営する投資会社等が行います。

中小企業再生ファンドの投資対象は、過剰債務等により経営状況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり、財務リストラや事業再構築により再生が可能な中小企業です。そして、中小企業再生ファンドによる支援として、①中小企業再生支援協議会との連携による再生計画策定支援、②株式や新株予約権付社債の取得等による資金提供、③金融機関の保有する貸出債権の買取による金融支援(過剰債務軽減等)、ファンド運営会社等による経営面のハンズオン支援等、が行われています。

(4) 認定支援機関

認定支援機関(正式名称:経営革新等支援機関)とは、中小企業経営力強化支援法(平成24年8月30日施行)に基づき、経営革新等を行うおとする中小企業の経営資源・財務等の分析、事業計画の作成及び当該計画に従って行われる事業の実施に関する支援を行う者として認定を受けた者をいいます。

この認定支援機関は、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベルあるものと国が認定した者であり、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士等が認定を受けており、平成26年4月1日現在では、21,174機関が認定支援機関となっています。

一定の要件のもと、認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、その計画に基づいて金融支援がなされる場合、中小企業や小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定費用及びモニタリング(フォローアップ)費用の総額について、協議会に設置された経営改善支援センターが3分の2(上限200万円)を支給することとなっています。

認定支援機関は、前述した機構や協議会と並んで、中小企業や小規模事業者の経営改善等に取り組みますが、機構や協議会では対応しきれない小規模・零細の企業や事業者(売上3億円未満を中心)への支援が期待されています。

(5) 中小企業支援ネットワーク

中小企業支援ネットワーク(以下「ネットワーク」といいます。)は、前述した政策パッケージを踏まえて、中小企業の経営改善・事業再生支援を推進することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

このネットワークは、各県・市信用保証協会を中心に、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、法務・会計・税務等の専門家、経営支援機関(商工会、商工会議所等)、地方公共団体、財務局、経済産業局等から構成されています。

ネットワークでは、定期的に情報交換会や研修会を実施し、各機関の連携を通じて、情報交換や経営支援施策、再生事例の共有等を行い、経営改善や再生の目線を揃えることで、経営改善や再生のインフラを醸成し、地域全体の経営改善、再生スキルの向上を図ることとされています。

また、これらの取組に加えて、信用保証協会等を中心に、個別の中小企業が自らの関係者と意見を交換し、あるべき支援の方向性について検討していく場(個別の中小企業を支援する枠組み(経営サポート会議))の構築についても、多くの地域において実施されています。

5 さいごに

以上、中小企業再生支援制度の現状について概略しました。「再生」というと、かつては、事業縮小や債権放棄等、利害関係者との対立を伴う「後ろ向き」なイメージがありましたが、今日では、いわゆる私的整理の世界でも手続が準則化され、利害関係者が一致団結して、経営の危機に瀕した企業あるいは事業をいかに立て直すか、ひいてはいかに地域あるいは当業界の活性を取り戻すかという、「前向き」なものとして捉え始めるようになってきたような気がします。このような観点から、冒頭でも申し上げたとおり、本稿が取引先の経営改善や再生支援を行う際の参考になれば幸いです。また、弊事務所は、各種の再生手続に精通しておりますので、お困りごと等がございましたら、お気軽にご相談ください。

改正監督指針等を踏まえた反社対応の留意点

弁護士 國 吉 雅 男

金融庁は、昨年12月26日公表の「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組の推進について」(取組推進)を踏まえ、本年2月25日に「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)を公表し、意見募集手続(パブリックコメント)を経て、本年6月4日より改正監督指針等の適用が開始されました。

本稿では、改正監督指針¹等を踏まえた態勢整備上の留意点について、重要なポイントを中心に概説します²。

第1 反社との取引の未然防止(入口)

1 暴排条項導入の徹底・事前審査の実施

改正監督指針は、

「提携ローン(4者型)については、暴力団排除条項の導入を徹底の上、銀行が自ら事前審査を実施する体制を整備し、…(以下略)」
「反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。」

という点を監督上の着眼点としています(Ⅲ-3-1-4-2(3))。

したがって、今後、金融機関は、提携ローン(4者型)に取り組むためには、金銭消費貸借契約へ暴排条項を導入する必要があります。

また、その他の約款・契約書類についても合理的な理由がないにもかかわらず暴排条項が導入されていないものがないかを精査の上、もし該当があれば、可及的速やかに暴排条項の導入を図る必要があります。

2 反社データベースの充実・強化

(1) 各金融機関・業界団体の反社データベースの充実

事前審査や事後チェックを実効的に行うためには、反社データベースの充実・強化が不可欠です。

反社データベースの充実・強化を図る際に着目すべきは、改正監督指針において、新たに

「反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか。」

という留意点が示されたことです(Ⅲ-3-1-4-2(2)①)。

かかる留意点を踏まえ、この機会に、①反社の範囲、②反社情報の確度、③反社情報の鮮度等を反社認定あるいは採るべき対応手段(即時解除、厳格なモニタリング等)との関係でどのように考慮するか、④どこまでの情報をグループ会社等の第三者との間で共有するかなどについて再検証を行い、必要があれば従来の反社認定の基準やそれに即した対応手段を見直すことが有益です。

(2) 銀行界と警察庁データベースとの接続の検討加速化

取組推進では、

「警察庁が保有する暴力団情報について、銀行からオンラインで照会できるシステムを構築するため、金融庁、警察庁及び全国銀行協会の実務担当者間における、情報漏洩防止の在り方を含めたシステム構築上の課題の解決に向けた検討を加速する」

とされています。

こうしたシステムの構築には、情報を取り扱う職員の守秘義務の確保等の課題があり、課題解決には相応の時間を要することが見込まれますが、本システムの構築は銀行業界における反社排除の取組みに資するものですので、速やかな実現が期待されることです。

3 提携ローンにおける入口段階の反社チェック強化

提携ローンに関しては、先に述べた暴排条項の導入の徹底に加え、

「提携ローン(4者型)については、暴排条項の導入を徹底の上、銀行が自ら事前審査を実施する体制を整備し、かつ、提携先の信販会社における暴力団排除条項の導入状況や反社会的勢力に関するデータベースの整備状況等を検証する態勢となっているか。」

という点が監督上の着眼点として掲げられています(Ⅲ-3-1-4-2(3))。

そのため、各金融機関としては、提携先の信販会社における暴排条項の導入状況や反社データベースの整備状況等を検証し、態勢に不備が認められる場合には、その不備が是正されるよう適切な指導、支援を行い、それでも不備が改善されない場合には、当該信販会社との間では提携ローンを実施しないなど反社排除のために適切な対応を取る必要があります。

また、合わせて、金融機関自らも提携ローンに係る金銭消費貸借契約に暴力団排除条項の導入を徹底の上、事前に反社チェックを行う態勢を整備する必要があります。

さらに、提携ローン以外の契約についても、金融機関が契約当事者となる契約については、合理的理由がない限り、事前審査を実施の上、取引謝絶のための態勢を整備する必要があるといえます。

第2 事後チェックと内部管理(中間管理)

1 事後的な反社チェック態勢の強化

改正監督指針では、

「反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。」

という点が新たに監督上の留意点とされました(Ⅲ-3-1-4-2(4))。

反社を捕捉し、これを排除するためには、事前審査の徹底に加え、既存債権・契約の事後的な反社チェック態勢を整備することが重要となります。

2 反社との関係遮断に係る内部管理態勢の徹底

内部管理態勢の徹底という点に関しては、今般の改正監督指針において、グループ一体となった反社排除のための態勢整備の構築及びグループ外の他社(信販会社等)との連携による金融サービスの提供などの取引を行う場合における反社排除への取組みが、新たに監督上の着眼点とされたことが重要です。

こうした着眼点を踏まえ、持株会社または銀行等のグループの中核金融機関により子会社、関連会社を含めグループ一体となった反社排除態勢が構築されているか、あるいは、グループ外の他社と連携して金融サービスを行う場合には、適切に連携するなどして反社排除のための取組みが実効的になされているかという点につき、自金融機関のグループ管理態勢等の検証を行うことが必要となります。

第3 反社との取引解消(出口)

1 反社との取引の解消の推進

取組推進においては、

「各金融機関は、警察当局・弁護士等と連携し、反社との取引の解消を推進する。なお、事後に反社取引と判明した案件については、可能な限り回収を図るなど、反社への利益供与にならないよう配慮する。」

とされています。

例えば、反社会的勢力との融資取引を遮断する上においては、できる限り早期に関係解消を図るとというのが原則ですが、画一的に直ちに期限の利益を喪失させなければならないというものではありません。

かかる原則を踏まえた上で、債権回収方法の適法性・適切性を確保しつつ、債権回収の極大化を図るため、様々な事情を考慮し、個別具体的な事案毎に、適切に期限の利益喪失のタイミングを見極め、適切な債権回収方法を選択することが求められます。そして、具体的にどのような債権管理・回収手段を採るかは、一概には言えず、債務者の資産、回収可能性、それに要するリソース(コスト・人員)、社会的相当性などの種々の要因を総合的に判断して個別具体的に検討する必要があります。

また、回収の過程においては債権の放棄(一部放棄)を行うことが利益供与に該当するかという点が問題となります。この点については、先の国会審議における政府参考人(警察庁刑事局組織犯罪対策部部長)答弁の内容からすると、債務免除が利益供与に該当しない場合はあり得、実際に利益供与に当たるかは、個別具体的な事案毎に、①債務免除額、②免除する理由等を総合考慮の上、判断することになると考えられます。

2 預金取扱金融機関による、特定回収困難債権の買取制度の活用促進

預金保険機構は、金融庁による取組推進の公表と合わせて、平成25年12月26日に「特定回収困難債権買取制度の改善策の実施について」を公表し、買取スケジュールの改善と対象債権に係る運用の明確化を図ることとしました。

出口戦略の一環として本制度の活用促進が期待されていますので、同制度の活用も視野に入れて反社との関係解消に取り組む必要があります。

3 信販会社・保険会社等による、サービサーとしてのRCCの活用

預金保険機構の特定回収困難債権の買取制度は、預金取扱金融機関の債権を対象としているため(預金保険法第101条の2、第2条)、信販会社・保険会社等の反社債権についてはその対象となりません。そのため、こうした債権については、整理回収機構(RCC)のサービサー機能を活用により、その処理を進めることも反社債権処理の一手段として考えられるところです。

ⁱ 本稿では、便宜上、「主要行等向けの総合的な監督指針」の内容を引用している。

ⁱⁱ 本テーマについては、拙稿「提携ローン問題を踏まえた金融機関に求められる反社対応に係る態勢整備上の留意点-平成25年12月26日付「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組の推進について」および平成26年2月25日公表の改正監督指針案の解説ならびに具体的論点の検討」(金融法務事情No.1991(平成26年4月10日号))において詳説しておりますので、ご興味がある方は、こちらをご参照いただければ幸いです。

中国の法令及び法体系

弁護士 藤井康弘 弁護士 赤崎雄作
 ニューヨーク州弁護士 弁護士 下西祥平 弁護士 本行克哉
 (渉外研究グループ)

1 はじめに

既に多くの日本企業が中国企業との取引を経験し、また進出をしています。法律そのものはもちろん、根本的な法体系が日本と異なることから、法の見落としによりトラブルに発展する事例も少なくありません。そのような事態に陥らないように、骨子となる法体系を最低限理解することは肝要です。本稿では、中国の法体系のエッセンスを取りまとめているので、実務における参考として頂ければ幸いです。

2 中国の法体系の概要

(1) 憲法¹⁾と国家制度

中国の法体系の基本は、日本と同じく憲法を頂点とするピラミッド構造ですが、日本とは異なる種々の特色があります。

① 民主集中制²⁾

中国では全国人民代表大会が全ての権力の源泉となっており、三権分立は採用されておりません。すなわち、全国人民代表大会が、立法・行政・司法の頂点に位置することになっています。違憲立法審査権についても憲法に規定は無く、認められないと解されています。

② 社会主義公有制・法律の範囲内での私有制

中国は社会主義公有制(土地や資本設備等の財産を国家が所有とする仕組み)を基礎とする経済制度を原則として採用しております。また、日本では、原則法律が制限しない限りは自由ですが、中国では、法律が自由を創設しない限り、その枠外は違法である可能性が残ります。すなわち、ある行為を制限する立法がないから適法であると考えていると思われ落とし穴に陥る恐れがあります。

③ 国家と共産党の関係

共産党は憲法序文において指導的な役割を果たすことが裏付けられており、共産党の定めた方針等に基づいて国家機関が動く仕組みとなっています。

(2) 中国の法令の種類

法令の体系と優劣は、基本的に「立法法³⁾」78条以下にて定められています。

① 憲法 最高規範⁴⁾。憲法改正権は全国人民代表大会が有する⁵⁾。

② 法律 憲法に次ぐ法的規範。行政法規、地方性法規、部門規則に優先する⁶⁾。

全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会が制定する⁷⁾。

③ 行政法規 法律に次ぐ法的規範。地方性法規、部門規則に優先する⁸⁾。

国务院が制定する⁹⁾。

国务院が行政法規で制定できる事項は以下の3つに限定される。

i) 法律を執行するために必要がある事項

ii) 行政管理職権に係る事項

iii) 授權決定に基づく行政法規

*i) 以外は、法律に根拠規定が存在しないため、日本のように法律と政令を紐付して調査をすることができない場合が存在します。

④ 部門規則(国) 国务院の各構成部門たる部、委員会や、直属機関が制定¹⁰⁾。

*2000年の立法法制定前は、部門規則を制定するにあたって、法律や行政法規に明確な根拠が要求されていなかったため、ある分野の最上位規範が部門規則であることも珍しくありませんでした。立法法制定後は、法律や行政法規による根拠が定められています¹¹⁾。

*下記に述べる地方性法規と中央の部門規則との優劣については、立法法上定められておらず(同等の効力を有するとされており)、いずれを優先して適用するかは、各場面毎の司法機関の判断に委ねられています。

⑤ 地方性法規(地方) 各地方(省、自治区、直轄市及び比較的大きな市)の人民代表大会又は人民代表大会常務委員会が制定^{12) 13)}。

*地方性法規とは別に、地方の人民政府が制定する規則(地方政府規則)もあり、これも広義の地方性法規に含める見解もあります。

*労働法、消費者保護、環境保護等、ビジネスに関連が深い分野において、中央の法令と異なる内容の地方性法規が定められていることも珍しくなく、法令調査には注意を要します。

*地方性法規の効力は同級及び下級の地方政府規則に優先します¹⁴⁾。

*省、自治区、直轄市の規則の効力は、その行政区内及

び比較的大きな市の人民政府の制定する規則に優先します¹⁵⁾。

⑥ 民族自治地域の自治条例及び単行条例

内モンゴル自治区、チベット自治区、新疆ウイグル自治区、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区といった民族自治区においては、上記地方性法規に加えて、「自治条例」及び「単行条例」と呼ばれる法規の制定権限が存在します¹⁶⁾。自治条例及び単行条例では、当該地区の民族の特徴に基づいて、一定の範囲内で法律及び行政法規の規定に対する変則規定を制定することができるとされています¹⁷⁾。

⑦ 台湾、香港、マカオにおける法律関係

・台湾

中華民国憲法を最高規範とし、中国本土の法体系とは全く独立した法体系となっております。したがって、台湾については独自に法令調査を行う必要があります。

・香港・マカオ

中国の憲法上、「特別行政区」として、省・民族自治区・直轄市と同様、一番高いレベルの行政区域としての地位が与えられています。形式上は、中国憲法を最高法規とする法体系に組み込まれていますが、実質上は、香港基本法・マカオ基本法という特別の法律に基づいて、返還前から制定された法律がそのまま適用されており、中国本土の法体系から独立しております¹⁸⁾。

(3) 司法解釈と指導性案例

法律の解釈を示す最高人民法院又は最高人民檢察院の基準¹⁹⁾。

・主要な法律の裁判上の解釈のみならず、解釈そのものを補充する役割を果たしています(事実上の法源)。

・司法解釈は、最高人民法院及び最高人民檢察院のみが示すことができるとされており、地方各レベルの人民法院が司法解釈的性質をもつ文書を制定することは禁止されていますが、実際にはそのような文書が地方の人民法院により制定されているケースが散見されています。

・司法解釈とは異なり、具体的な事例の事例判断を示した「指導性案例」といわれる最高人民法院の裁判例は、各地方人民法院に公布され、各地方人民法院は類似の事件を審理するに当たり、指導性案例を参照しなければならないとされています²⁰⁾。

・最高人民法院から下級人民法院への抽象的なルールによる通達が司法解釈であり、具体的な事例の選定・交付による通達が指導性案例と整理することができます。

3 法令間の矛盾と衝突

中国においては、個別法令が整然と整理されずに立法がなされることがあるため、重複する規定や矛盾する規定が存在することは珍しくありません。

また、上位法令と下位法令が抵触しても、下位法令が当然に無効とされないことにも注意が必要です。すなわち、上位法令を制定する機関が、立法的に解決するまでは、下位法令も有効となります。

その結果、法を適用する人民法院は、下位法令を無効と判断することはできず、あくまで上位法令と下位法令のうちいずれを適用するかを選択することしか出来ません。

したがって、中国では、矛盾する法令のいずれが上位かは、さして重要ではなく、実務上どちらの法令で運用されているのか、将来的にはどちらの法令で運用されるかという「実務の運用」を知ることが肝要となります。各地域毎の実務の運用は当該地方の当局に問い合わせる、案件の重要度に応じて、信頼できる現地法律事務所に調査を依頼することが必要となります。

4 まとめ

以上のとおり、中国における法体系を理解し、かつ実務の運用について目を光らせておく必要がありますので、もし具体的な案件について法令関係の調査等が必要な場合には、弊事務所にお気軽にご相談頂ければと存じます。

1 1982年制定、2004年最終改正、全138条
 2 憲法2条(以下、法令はすべて中華人民共和国のものとする。)
 3 2000年3月制定。2000年7月1日施行
 4 憲法前文第13段落第1文、立法法78条。
 5 憲法62条1号
 6 立法法79条1項
 7 憲法62条3号、67条2号。
 8 立法法79条2項
 9 憲法89条1号
 10 憲法90条2項、立法法71条1項
 11 立法法71条2項
 12 憲法100条
 13 中国には地方公共団体という概念はなく、地方の人民代表大会や地方の人民政府も国家機関である。
 14 立法法80条1項
 15 立法法80条2項
 16 憲法116条
 17 民法通則151条、立法法66条2項
 18 憲法31条
 19 1981年 全国人民代表大会常務委員会「法律解釋業務を強化することに関する決議」
 20 行政法規「裁判例指導業務に関する規定」(最高人民法院、2010年11月)



弁護士
西中 宇紘
(にしなかたかひろ)

〈出身大学〉
私立大阪星光学院高等学校
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

最新判例紹介

いわゆる明示的一部請求の訴えの提起と残部についての消滅時効の中断効 ～最高裁判所第一小法廷平成25年6月6日判決～

弁護士 西中 宇紘

1 はじめに

いわゆる明示的一部請求、すなわち数量的に可分な債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合に、残部について消滅時効の効力が生ずるか否かについて、判例は、「明示の一部請求の場合は一部のみが訴訟物となるから時効が中断するのはその部分のみであり、当該訴えの提起は、残部について裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるものではない」としている(最判昭和34年2月20日民集13巻2号209頁)。

本件判例は、①いわゆる明示的一部請求訴訟において相殺の抗弁に理由があると判断されたことにより判決で債権全額が認定された場合に、残部について消滅時効の中断効が生じないか、②いわゆる明示的一部請求の訴えの提起が残部について裁判上の催告として消滅時効の中断効を生じさせないか、③消滅時効期間の経過後、その経過前にした催告から6ヶ月以内にした催告に消滅時効の中断効が生じないか、という3点につき判断したものであり、債権管理実務上重要な意義を有するため紹介する。

2 事案の概要

Xは、平成17年6月24日に消滅時効が完成する本件未収金債権(総額約3億9761万円)につき、同年4月16日に催告(以下、「本件催告」という。)をした上、同年10月14日に本件未収金債権のうち約5293万円の支払いを求める訴えを提起した(以下、この訴えを「別件訴え」といい、別件訴えに係る訴訟を「別件訴訟」という。)。これに対し、Yは、相殺の抗弁を主張し、大阪高等裁判所は、この相殺の抗弁に理由があると判断して、現存する本件未収金債権の額は約7528万円であると認定して、Xの請求を全部認容する旨の判決(以下、「別件判決」という。)を言い渡した(確定)。

そこで、Xは、別件訴訟係属中である平成21年6月30日に、本件訴えを提起し、別件訴訟で請求していなかった残部2235万円(以下、「本件残部」という。)の支払いを求めた。これに対し、Yは、本件残部については、別件訴訟の請求の対象となっていなかった以上は、消滅時効が完成しているなどとして、時効を援用した。

3 裁判所の判断

① 最判昭和34年2月20日の理は、明示的一部請求の訴えにかかる訴訟において、弁済、相殺等により債権の一部が消滅している旨の抗弁が提出され、これに理由があると判断されたため、判決において上記債権の総額が認定されたとしても、異なるものではないというべきである。なぜなら、当該認定は判決理由中の判断にすぎないのであって、残部のうち消滅していないと判断された部分については、その存

在が確定していないのはもちろん、確定したのと同視することができるともいえないからである。したがって、明示的一部請求の訴えである別件訴えの提起が、請求の対象となっていなかった本件残部についても、裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるということとはできない。

② 明示的一部請求の訴えが提起された場合、債権者が将来にわたって残部をおよそ請求しない旨の意思を明らかにしているなど、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、当該訴えの提起は、残部について、裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずるというべきであり、債権者は、当該訴えに係る訴訟の終了後6箇月以内に民法153条所定の措置を講ずることにより、残部について消滅時効を確定的に中断することができるかと解するのが相当である。

③ 消滅時効期間が経過した後、その経過前にした催告から6箇月以内に再び催告をしても、第1の催告から6箇月以内に民法153条所定の措置を講じなかった以上は、第1の催告から6箇月を経過することにより、消滅時効が完成するというべきである。この理は、第2の催告が明示的一部請求の訴えの提起による裁判上の催告であっても異なるものではない。

4 検討

判示①は、被告が相殺の抗弁を提出したとしても、原告自身は請求債権の総額の存在を権利主張しているわけではなく、あくまで被告の相殺の抗弁の主張を受けて、裁判所が当該抗弁の是非を判断するにあたって請求債権の総額を認定するに過ぎないことに鑑みれば、妥当な判断である。

判示②は、裁判上の催告としての効力を認める理由として、請求された部分と残部とは請求原因事実を基本的に同じくすること、明示的一部請求の訴えを提起する債権者としては、将来にわたって残部をおよそ請求しないという意思の下に請求を一部にとどめているわけではないのが通常であると解されることを挙げており、この点で過去の最高裁判例と整合的である。

判示③は、催告後の催告の効力を認めないとする点は、学説上の圧倒的多数説と同旨である。2回目の催告が裁判上の催告である場合も同様であるとする点についても、一旦催告を行った以上、その後は6ヶ月の猶予期間中に確定的な時効中断措置が求められてしかるべきであるから、妥当な判断であると考えられる。

1 最判平成10年12月17日民集19号889頁、最判昭和53年4月13日訟務月報24巻6号1265頁



弁護士
小林 章博
(こばやしあきひろ)

京都事務所だより17

あたごさん

弁護士 小林 章博

京都の飲食店の厨房に「火遁要慎」(ひのようじん)と書いたお札が貼ってあるのを目にされた方がいらっしゃると思います。このお札は、飲食店だけではなく家の台所にも貼ってあるもので、私もおぼろげな記憶ながら、小さい頃自分が住んでいた家の台所にもお札が貼ってあり、遊びにいった友達の家の台所でもごく普通に見かけたので、京都ではかなり一般的な風習なのだと思います。



この「火遁要慎」のお札は、京都の愛宕神社で授けていただけるものです。愛宕神社は、京都市の北西にある愛宕山の山頂に鎮座しています。愛宕山は京都では「あたごさん」と親しみ深く呼ばれています。実は私は今まで愛宕神社にお参りをしたことがありませんでした。その理由の1つが愛宕山の高さ。標高924メートル。以前、京都事務所だよりで紹介させていただいたことがある大文字山は465メートルですので、約2倍の標高です。今回、40代にしての初挑戦、愛宕神社にお参りして、お札を授かってきました。



5月下旬某日、最高気温が35度近くなる今年一番の暑さの中、京都の清滝と呼ばれるあたりから、愛宕山の頂上を目指しました。登り始めから階段が続く山道で、普段、運動不足の私にとってはなかなか厳しいものがありました。道中にたててある看板の文字等を励みにしながら、約2時間30分で無事、頂上に到達しました。愛宕神社に初めてのお参りをすませて、ありがたい「火遁要慎」のお札を授かりました(右上写真)。

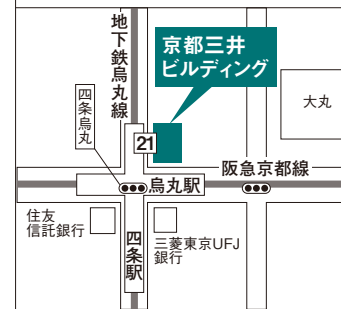
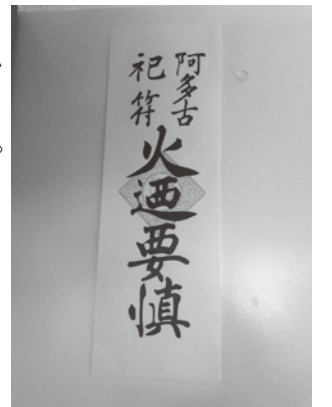


さて、帰り道。同じルートで下山するのは面白くないと考え、保津川下りで有名な保津峡方面へ下山しました。愛宕山を下り終え、保津峡に向かう途中で「明智越」なる標識を発見。そうです。本能寺の変の際に明智光秀の軍勢が通ったと伝わるルートです。少しそのルートをのぞいてみたのですが、あまり歩く人が多くないのか少々荒れた感のある薄暗い道が続いていました。本能寺の変の際に軍勢が通ったルートと考えると、なんだか背中がぞくぞくするような空気が感じました。そういえば、本能寺の変の数日前に、明智光秀が連歌の会で詠んだといわれる『ときは今あめが下しる五月かな』という発句が有名ですが、この連歌の会も愛宕神社で行われたものです。愛宕神社は歴史ファンにとっても、なかなか興味深い場所といえそうです。



さて、この愛宕神社、千日詣(せんいちまいり)なる行事がございます。7月31日夜から8月1日早朝にかけて参拝すると千日分の火除けの御利益があるそうです。先日お参りしたばかりではありますが、厚かましくも(?)さらに千日分の火除けの御利益をいただくべく、お参りしようと思っています。

もし、ご興味のある方がいらっしゃいましたら、一緒にいかがですか?



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

「失敗を活かす考え方」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄
(元 南税務署長)

1 過去の失敗経験

私は長年にわたって国税の組織で勤務してきました。その中で査察事務など厳しい現場勤務が長かったため失敗することが多くありました。しかし職場における数多くの「失敗の経験」の積み重ねによって個人としてスキルアップすることができました。組織では、個人の前向きな失敗には寛容な考え方が必要だと思っています。

失敗に対する考え方としては、災害が顕在化する確率を経験則から導き出した、労働災害の世界で言われている「ハイリッヒの法則」が参考となります。1件の重大な災害の裏には29件のかすり傷程度の軽災害があり、更にその陰にはケガはないものの300件のヒヤリとした体験が存在しているという法則です。

我が国では、失敗の発生は危機管理の対象として忌み嫌われています。しかし新しい技術や創造的な方法を実現するためには、一般的な経験として失敗は付き物なのです。したがって過去の失敗事例を分析して、その対策システムを構築することが大切です。この失敗に関する研究を畑村洋太郎教授は「失敗学」として提唱しています。

2 失敗の原因と分類

失敗には、①個人の無知や不注意など個人的なミスによる失敗があります。マニュアルを守らないなど作業手順の不順守から生じます。②現場の間違った判断や運営不良など組織の戦術的な失敗があります。システムの変更時や人事異動時など連絡不足が原因となります。③経営方針や企画立案の不良など組織の戦略的な失敗があります。経費や人員の削減による効率化や合理化の追求によって生じます。④規則の不適合や環境の変化など社会的要因から発生します。個人として対応することは困難な場合があります。

失敗の原因は、個人の資質と組織の問題が複雑に絡み合っています。組織では不適格な上司に仕えることがあります。不思議とその時に限って大きな失敗事例が発生します。私はダメ上司には、厳しい仕事をすればトラブルが発生すること、前向きな失敗は仕事をした証であること、トラブルは仕事の量に比例することなどを言い続けていました。

3 失敗に対する事前対応

失敗対応の手順としては、まず①失敗事例の情報を蓄積する必要があります。組織内で数多くの失敗情報を収集して検討することです。次に②対応マニュアルを作成して組織全体で処理方法を統一するとともに、適時的確に対応できる応用力を付加します。そして③組織的に担当窓口の責任者を設置して事後処理のための専門家を育成します。加えて④仮想演習や実務研修を実施して対応方法の周知徹底を図ります。

失敗は許されないものです。そのため組織人は失敗を減少させるための予防に努めなければなりません。失敗をしてから幾ら反省や後悔をしても過去を取り戻すことは

できません。災害は忘れた頃にやって来ると言われています。予防するためには人間の持っている懈怠の心に対して常日頃から注意喚起することが大切です。

査察部では事案ごとに発生した失敗やトラブルの実例を集積しています。その個別情報に対して、職員自身がトラブルに遭遇した時の責任者であると想定して「あなたならどうする」と題してシュミレーションしています。その答をマニュアルにして情報を共有化するとともに、一定の時期に研修等を行なって知識の伝承を図っています。

4 失敗対応の考え方

失敗防止策には費用対効果の関係としてコスト意識が大切です。費用を支出することには上限がありませんから、費用と効果の分岐点はどこにあるかを考えて対処することです。逆にリストラやコストダウンによる経費削減をする場合には、失敗の発生と支出費用とを比較考量するバランス感覚が大切です。失敗情報を秘密にしたことによって失敗の影響が倍増することがあります。オープンにする必要のある失敗は速やかに公表すべきです。しかし組織においては、企業秘密や個人情報など、全ての失敗情報を愚直に一般公開することが正しいとは限りません。公表することによる利害得失を考慮して、一定の線引きをして対応することです。

日本とアメリカでは失敗に対する考え方に差があります。アメリカでは原因解明のため司法取引や責任免除の制度が認められています。我が国では偏狭な嫉妬心から、個人の責任追及が主目的となって担当者を処分することによって失敗の処理が終了します。私達は、もう少し大局的に考え長期的に対処することが必要だと思います。

新しいことにチャレンジしなければ何事も起こりません。行動を起こさないことが失敗をしない一番の方法かも知れません。しかし責任者が何の対策もしない不作為の場合、特に未必の故意のような事案には厳格に対応すべきです。また自分のことは棚に上げ、他人だけを批判して責任を転嫁するような人には厳しく対処すべきです。

5 失敗経験による学習

人間は神様と違って失敗をする生き物です。間違いは人間の本性といえます。自動車を運転してヒヤリとした経験の多い人は重大な交通事故を起こさないとされます。重大なミスによる許されない大過と、前向きによる許される小過とを区別して考えるべきです。社会全体として「許される小過」が認められるような寛容な考え方が必要です。

一方、個人は失敗経験から実践的な学習をすることが多く、失敗をすることによって大きく成長します。個人が獲得する知識の質と量は失敗の経験と比例しています。失敗と真正面から向き合うことによって人間として度胸が付き、顔つきも変わってきます。成長のためには失敗経験が必要不可欠なものとして「失敗を活かす」ことが大切です。私自身、国税局在勤中に、元局長の黒田東彦日銀総裁をはじめ、数多くの上司や先輩から失敗を活かす考え方を教えてもらいました。

裁判エッセイ 50 「公平、気力、頓智」

弁護士 川口 富男
(元 高松高等裁判所長官)

「公平、気力、頓智」は、私が尊敬し、遠く密かに師事していた先輩裁判官から「民事裁判の要諦(肝心かなめのこと)」として直接教えられたことです。そのころ私も裁判官として経験を積んでいましたから、この言葉が大切なことを要約したものとすぐに納得し身にしみたことを覚えています。それで私の責任において少し説明します。

最初の「公平」は、裁判である以上当然のことで、民事訴訟法の理念でもあり、公平実現のための規定は数限りなくあります。そもそも公開の法廷で、当事者立ち会いのもとに開かれる弁論そのものが「公平」実現の第一歩ですし、当事者は証拠調べに立ち会って証人を尋問することが保証されていることでも「公平」が守られています。しかし、法の規定を守っていればそれでよいということにはならず、法が規定するところを守るに留まらず、規定のない事柄でも、公平を旨として訴訟運営に当たらなければなりません。それも形式的公平と実質的公平を実現しなければなりません。例えば、発言、発問の機会も時間も形式的かつ実質的に平等に与えられるように、訴訟の運営をしなければなりません。その際「機会」は双方同じでなければなりません。用いる「時間」が双方同じということは場合によってはむしろ不公平を生じることがあります。一方が言うべき内容と他方が言うべき内容には立場の相違からくる違いがあり、一方は簡単に言い尽くせるが、他方はどうしても時間がかかるということがあるからです。おのずからそれぞれが用いる時間に差を設けざるをえませんが、その差についても不公平感が生じないように運営する必要があります。それは双方が相手の立場を理解することによって解決できることですが、対立の激しい訴訟ではそれが困難なことがあり、手続を主宰する裁判官の力量と配慮がものを言います。

どんな状況下でも公平を第一義にすることが裁判の生命線なのです。しかしそれは、「公平、公平」と意識しているだけでは不十分で、第三者の目にも「公平らしく見える」必要がありますし、根本では「あの人は公平な人だ」と人に感じさせるものであってほしいと思います。信頼を呼ぶ最善の妙薬になることでしょう。それは教養に裏打ちされたやさしさや正義感からにじみ出るものではないでしょうか。

「気力」については、当然のことながら、訴訟法にはなんの規定もありません。しかし訴訟事件は、法の規定に従って自動的に推移して終結し、自然に判決が出来上がるというようなものではありません。紛争そのものが対立しているエネルギーのかたまりです。台風もエネルギーのかたまりですが、このエネルギーは、その発生から終末まで自然にほぼ似たような経過をたどります。そのようになるのは、地球の自転とかなんとかの別のエネルギーが台風に影響を及ぼすからです。訴訟というエネルギーの場合も、これを運営し、望ましい方向に誘い、終結に至らせるには、影響力のある相応のエネルギーがなければなりません。そのエネルギーを産み出す根源が気力なのです。

これらの気力は、裁判官としてのこころざしと見識の高さからにじみ出るものが望ましく、そういう気力は長続きますし、訴訟の場に充溢して説得力を導くように思います。また気力は、筋

力がそうであるように、適切に鍛え続けることが肝要です。訴訟のフィールドでこそ鍛えられるのだという意識を持つことも必要です。訴訟に望ましい気力でなければならぬからです。こうしたことと離れた、むやみな気力、裸の気力は長続きせず、無駄が多く、またかえって対立を助長させるおそれすらあるのです。

◇ ◇ ◇
残る「頓智」についても法に規定はありません。頓智というと「一休さん」の頓智を思いがちですが、機に応じて働く知恵のことで、機知とも言います。当意即妙の才、思いがけない視点からタイミングよく適切な指摘ができる才です。

訴訟では当事者双方が対立しています。裁判官には当事者と対立する原因はありませんが、当事者の方で裁判官に対し警戒心や反発心を秘めていることがあります。かくして訴訟という事業を伸の良くない三者が一緒に遂行することになります。訴訟法に従っていれば訴訟は進行するのですが、事業遂行者の間に敵対心や不信感がみなぎってはいは、より効率のよい、真実をうがいつ、これ以上ない解決に近づくことはできません。

敵対心や不信感を根本から無くすることは不可能でも、何かのきっかけで一時的休戦ができないものでもありません。例えば裁判官のユーモアや機転のきいたタイミングのよい発言がきっかけになって、敵対している者同士が、ふっと我に返って客観的になることのできる一瞬があります。そういう時には意固地さが消え視野が広がっていますから、そういう機会を捕まえて、知恵のある提案をすると、案外すんなりと双方の納得が得られることがあります。いわば一時的休戦が実現したことになります。

訴訟は、事件毎の特性に応じた法廷慣行のもとに運営されるものです。そして大部分は、通常の法廷慣行で目的を達することができますが、特異な大事件、難事件になると、事件に応じたあつらえの法廷慣行をつくらなければならないときがあります。法廷慣行をつくること自体が闘争の目的になる場合すらあります。こういう場合に先ほどの一時的休戦状態を通じて問題を解決し、その一時的休戦状態を永続させることができると、訴訟は無駄なく進行するもので、「まさかこの事件で和解ができるとは思わなかった」と双方の当事者自身がびっくりするような和解ができることすらあるのです。

このユーモアや機転や知恵がにじみ出る土壌が頓智です。それは訴訟法を勉強していれば出てくるというものではなく、豊かな訴訟経験が必要であり、その背後に幅広い人生経験や深い教養がなければならぬのだと思います。

こうしてみると、「公平」も「気力」も「頓智」も結局のところ、こころざしや教養と無縁のものではないことが分かります。そう言えば、私淑していた上記の先達は、深い教養の持ち主で、じゅんじゅんと説くことのできるもの静かな人でしたが、底知れない気力を秘めておられ、難事件を見事に解決されていますし、多くの指導的裁判を残しておられ、民事裁判文化に多大の貢献をされた方でありました。

1 序

会社法は、その規制の基本方針として、経済的に同種のものには同一の規制を適用し、同一の規制はできるだけまとめて規制すること、そして、解釈の余地をできるだけ少なくして法的安定性を確保するため可能な限り法令において明確にルールを定めることがあげられています。自己株式取得についても、この基本方針に従って規制されています。

2 昭和期の自己株式取得規制

昭和13年改正前商法は、会社が自己株式を取得・質受けすることを禁止していました。株主の会社に対する権利の総体である株式を会社みずから取得・保有することはあり得ないと、素朴に考えられていたようです。これに対して、同年改正商法は、自己株式を取得する必要があり弊害が生じない場合に例外的に、自己株式の取得を認めました。

昭和25年改正商法は、この立場を引き継ぎ、①株式消却のため、②合併・営業全部の譲受けによる時、③権利の実行に当たりその目的を達するため必要な時(債務者に自己株式以外に換価可能財産がないとき)、④反対株主の株式買取請求により株式の買取りをするときを除いて、自己株式を取得・質受けすることを禁止しました(同210条)。解釈上、自己株式の無償取得が認められていました。自己株式の保有は認められておらず、株式消却のため取得した自己株式は遅滞なく株式失効手続をし、それ以外の場合は相当の時期に処分しなければなりません(同211条)。

昭和56年改正商法は、自己株式の質受け禁止原則を緩和し、子会社による親会社株式取得規制を導入しました。

経済界からは、従業員持株制度の円滑化や株価対策、企業金融・財務戦略上の要請から、自己株式取得規制の緩和が求められていましたが、昭和期においては、自己株式取得について、弊害防止のため原則禁止原則が維持されていたのです。

3 平成における規制の緩和

平成の商法改正は、画一的硬直的な事前規制から弾力的柔軟な事後規制への立法政策の転換として位置づけられます。自己株式取得についても同様です。

平成6年改正商法は、使用人に譲渡するための自己株式の取得と株式の譲渡制限会社に特有の自己株式取得を新たに

認め、利益消却のための自己株式の取得の手続要件を緩和しました。平成9年には、取締役・使用人に対するストック・オプション制度円滑化目的の自己株式取得が認められ、株式消却手続を簡易化する特例法も制定されました。

平成13年改正は、自己株式の取得・保有を自由化しました(金庫株の解禁)。自己株式の取得目的や数量の制限だけでなく、保有期間の制限も撤廃されたのです。平成15年改正商法は、定款授權による自己株式の取得を認めました。

会社法は、この規制緩和の流れをさらに推し進め、規制の合理化と柔軟化を図りました。

4 規制緩和の前提条件

以上の規制緩和は、会社法に係る立法技術の発展、とりわけ、会計制度や開示制度の発展、さらには、証券取引規制の発展により、自己株式の弊害を効果的に除去することが可能となったために実現しました。

自己株式取得の弊害として、会社の財産的基礎を危うくすることが強調されていました。自己株式の有償取得は実質上出資の払戻しであり、会社財産の空洞化の危険があります(資本の維持)。これに対しては、会社債権者保護のための財源規制のほか、保有自己株式の資産性を否定するよう計算規制が整備されました。上場会社における内部者取引等の株式取引の不公正の危険に対処するため、証取法(金商法)が内部者取引規制等を強化しました。株式に流通性がない会社における株主平等原則上の問題に対処するため、自己株式取得に係る厳格な手続規制が整備されました。また、保有自己株式の処分は原則として新株発行と同様の規制に服することになりました。

支配権争奪に際して自己株式を取得することは会社資金により経営者の地位を強化することになりますが(支配の不公正)、これに対処するため一律に自己株式の取得を禁止することは過剰規制であり、第三者割当て増資等とも併せて、例外的事態における対処方法として総合的に検討する必要があると考えられるようになりました。

5 今後の叙述

事前規制は比較的単純ですが、事後規制においては、弊害防止のため規制が複雑となり、困難な解釈問題も生じます。次回以降、自己株式取得に係る複雑な規制内容を解きほぐしていきたいと思ひます。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 讓二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤浩志 <small>(金沢市)</small>	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 稲田 行祐	弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 太田 浩之	弁護士 中村 健三
弁護士 大平 修司	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 下西 祥平	弁護士 草深 充彦	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史
弁護士 本行 克哉	弁護士 佐々木裕介	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 アダム・ニューハウス <small>(カリフォルニア州弁護士)</small>	弁護士 マイケル・カミレリ <small>(ニューヨーク州弁護士)</small>	弁護士 川口 富男 <small>(オアフ州)</small>
弁護士 森本 滋	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛	法務部長 野草 弘嗣	